

プラスチック、ペットボトル収集が4月から月3回に

シリーズ「ごみ減量をいかにして成功させるか」⑤

プラスチックやペットボトルの専用袋を導入して2年。皆さんの協力で、収集量が導入前より倍以上増えています。しかし、収集日まで保管するスペースの確保に困っているとの声も。そこで市は、4月からプラスチック、ペットボトルの収集日を増やします。

【問】市生活環境課リサイクル推進係（☎88・8933）

プラスチック、ペットボトルが月3回収集に

現在、紙類とプラスチック類を水曜日に回収する地区と土曜日に回収する地区があります。4月から下記のように回収日を変更します。

▷紙類（新聞、ダンボール、紙パック）収集日

▷プラスチック類、ペットボトル収集日

		資源物回収が水曜日の地区			資源物回収が土曜日の地区		
3月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

4月	日	月	火	水	木	金	土
							1
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30							

第1水曜か土曜で紙類を、第2・3・4水曜か土曜でプラスチック、ペットボトルを収集します。収集日は変更しません。収集は祝日も行います。



ごみ分別アプリ



□プラスチックの出し方

・CDやDVD、プラスチックハンガーなど100%プラスチックでできているもの

・プラマークが付いているもの
・汚れが付いているものは燃やすしかないごみへ

・金属部品が付いているものは金属類へ

□ペットボトルの出し方

・ペットボトルはキャップとラベルをプラスチック類へ。本体はペットボトルへ



よくあるお問い合わせ

Q 紙類を回収日以外に処分するにはどうすればいいですか？

A 市役所各庁舎の駐車場に設置している資源物回収ボックスへ入れてください。民間の紙回収拠点があれば、そちらも利用してください。



■令和4年1月の可燃ごみの量

柳川市	みやま市
1162トン	418トン

■令和5年1月の可燃ごみの量

柳川市	みやま市
1130トン	422トン

1月の市内の可燃ごみの量は前年同月に比べ約3%減少。みやま市の可燃ごみの量は前年同月に比べ約1%増加しました。

■3～1月の可燃ごみの割合

柳川市	みやま市
74%	26%

土地・家屋の確認や軽自動車の手続きを忘れずに

土地・家屋の価格の確認は4月3日から

□土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

市内の土地や家屋の価格などを記載している土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。市内全ての土地と家屋の価格を無料で見ることはできません。詳しくは、市公式サイトで確認してください。



土地価格縦覧

●縦覧期間 4月3日（月）～5月31日（水）、土日、祝日を除く

●時間 午前8時30分～午後5時

●場所 市税務課固定資産税係、大和・三橋市民サービス課

●見ることができる人・法人 市の固定資産税納税者、納税管理人、代理人

●必要な物 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）、委任状（代理の場合）

□期間中は名寄帳が無料で見れます

固定資産課税台帳（名寄帳）は、納税義務者本人や代理人、借地・借家人がいつでも見ることができます（本人確認書類と、代理人は委任状が必要）。縦覧期間中は手数料は無料です。コピーは1枚10円かかります。なお、4月中旬に市から送付する「課税明細書」は必ず確認してください。

【問】同係（☎77・8456）

軽自動車の手続きは4月1日までに

軽自動車は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車しても、その年度分の軽自動車税は全額納めなければなりません。また、軽自動車を使用せず、車検を受けていなくても、廃車手続き

をしないと引き続き課税されます。個人で軽自動車を譲渡する場合も名義変更をしないと前の所有者に課税されるので、必ず名義変更をしてください。

転出するときは、住所変更や名義変更の手続きが必要です。125cc以下のバイクなどは新住所地の役所で、125ccを超えるバイクや軽自動車などは、新住所地を管轄する軽自動車検査協会などで変更してください。詳しくは、市公式サイトで確認できます。



軽自動車税

□販売用軽自動車は届け出ると免税

中古車販売業者が商品として所有している軽自動車の税金は、届け出ると免除されます。対象になるのは次の条件を全て満たすことが必要です。

●届け出ると免税になる車両 ▷課税免除を受けようとする人が、申告書に所有者や使用者として登録されている▷商品として展示するだけの軽自動車▷申告書にその軽自動車が商品車であることを記載している▷令和2年4月2日以降に登録された中古車両

●対象者 ▷申請者が販売を目的に軽自動車を所有し、併せて古物商許可業者の許可を受けている▷4月1日現在で軽自動車税の滞納がない

●届出期間 4月3日（月）～10日（月）

●申請書 市税務課や大和・三橋庁舎市民サービス課、市公式サイトで配布

【問】同課諸税係（☎77・8452）



確定申告の期限は3月15日まで 予約はお早めに

確定申告の期限は3月15日です。忘れずに申告してください。また、申告相談を3月15日まで市民文化会館などで実施しています。申告相談期間中は担当職員が申告会場へ行くため、市税務課窓口での申告相談はできません。詳しくは市公式サイトで確認してください。



確定申告

※期間中は予約が集中し、電話がつながりにくくなる場合があります。

●期間・会場（土日を除く）▷市民文化会館＝3月15日（水）まで▷大和庁舎＝3月1日（水）まで▷三橋庁舎＝3月2日（木）～3月14日（火）

●時間 ▷午前9時～▷午前10時～▷午前11時～▷午後1時～▷午後2時～▷午後3時～のうちいずれか1時間

●予約方法 市公式サイトで案内しているネット予約専用ページか市役所各庁舎の窓口で申し込み

【問】同課市民税係（☎77・8453）